

金山町農業委員会委員募集要項

- (1) 募集人員 8名
- (2) 業 務
 - ・農地法等によりその権限に属する事項
 - ・農地利用の最適化の推進に関する指針の作成・変更
 - ・農地の権利移動の許可、農地利用集積計画の決定
 - ・農地転用許可にあたって具申すべき意見の決定
 - ・農地利用の最適化の推進に関する施策について、提出する意見の決定
 - ・農地利用最適化推進委員との協力・連携
- (3) 任 期 平成29年7月20日から平成32年7月19日まで（3年間）
- (4) 委員報酬 会長 基本給：年額310,000円
能率給：予算の範囲内で町長が定める額
委員 基本給：年額230,000円
能率給：予算の範囲内で町長が定める額
- (5) 被推薦及び応募資格
 - ・農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農
用委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者
 - ・平日昼間の会議、研修及び農業委員会活動に出席できる者
 - ・町内に住所を有する者を基本とし、町外に住所を有する者も妨げない
- (6) 農業委員になることができない者
 - ・町の職員
 - ・自治体の執行機関の委員等であって農業委員との兼職が禁止されている者
 - ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなく
なるまでの者
 - ・暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者
 - ・農業委員選任予定日（平成29年7月20日）において満20歳未満の者
- (7) 推薦及び応募方法
「金山町農業委員推薦届出書（個人用）」「金山町農業委員会推薦届出書（団体用）」
「金山町農業委員応募届出書」のいずれかを提出してください。
 - ① 推薦を受ける場合（推薦者が個人）
3名以上の推薦する農業者が連名し、当該代表者が記入してください。
 - ② 推薦を受ける場合（推薦者が法人又は団体）
法人または団体の代表者又は管理人が記入してください。
 - ③ 自ら応募する場合
自ら記入してください

(8) 受付期間

平成29年3月21日(火)から平成29年4月13日(木)まで(閉庁日を除く)。金山町農業委員会事務局に直接提出するか郵送により書類を提出すること。(ただし、平成29年4月13日(木)必着)

(9) 農業委員選任の要件

- ・認定農業者等が農業委員の過半数を占めるようにすること(8人中5人以上)
 - ※認定農業者等とは
 - ◇認定農業者である個人
 - ◇認定農業者である法人の業務を執行する役員
 - ◇認定農業者である法人の使用人であつて、当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者
- ・農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれること
- ・農業委員の年齢、性別に著しい偏りが生じないよう配慮すること

(10) 選任方法

提出された書類をもとに、金山町農業委員会委員候補者評価委員会において推薦を受ける者及び応募者の評価を行い、町長へ意見を報告します。(必要に応じて活動歴などの調査や農業関係者等との面接を行うことがあります。)

町長は、同評価委員会の意見を参考に農業委員会委員候補者を決定し、町議会の同意を得たうえで、農業委員を選任します。

なお、選任結果は、推薦をする代表者並びに推薦を受ける者及び応募者全員に文書で通知します。

(11) 情報の公表

募集期間の中間および終了後に、金山町ホームページ及び掲示場で以下の内容を公表します。

- ・推薦をする者(個人の場合)の氏名、職業、年齢及び性別
- ・推薦をする者(法人又は団体の場合)の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員たる資格・要件
- ・推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- ・推薦又は応募の理由
- ・推薦をする者が、推薦を受ける者を金山町農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募する者が、金山町農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- ・推薦を受ける者の数及びそのうちの認定農業者の数
- ・応募するもの数及びそのうちの認定農業者の数

(12) 問合わせ先

〒999-5402 山形県最上郡金山町大字金山324-1

金山町農業委員会事務局 電話 0233-52-2111 (内線409)